【資料３】

令 和 ７ 年 度

唐津市内部統制評価
報 告 書 審 査 意 見 書

唐 津 市 監 査 委 員

１　準拠基準

唐津市監査基準

２　審査の種類

地方自治法第１５０条第５項の規定に基づく内部統制評価報告書審査

３　審査の対象

令和７年度唐津市内部統制評価報告書

４　審査の期間

令和８年７月２４日から８月２８日まで

５　審査の着眼点

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査した。

６　審査の実施内容

令和７年度唐津市内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「唐津市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成３１年３月総務省。以下「総務省ガイドライン」という。）の「Ⅴ　監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

７　審査の結果

令和７年度唐津市内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると考えられる。

８　審査の結果を踏まえた意見

業務レベルの内部統制において、令和７年度唐津市内部統制評価報告書の「３評価結果」に記載のとおり、評価対象期間内に運用上の不備が１３１件あり、その内、重大な不備が３件あった。当該運用上の重大な不備については、次のとおりである。

(1) 市民環境部債権管理課において、市県民税の徴収に当たり市町村合併前の旧肥前町及び旧七山村において口座情報を誤って登録されており、覚知するまでの間、本来の納税義務者とは異なる他人の口座から引き落としがなされていた。覚知後においては、納税義務者が振替税目を確認しやすくする対応がなされていること、また、口座情報の登録に当たっては複数人でのチェックを強化し、再発防止に努められていることを確認した。

(2) 福祉こども部障がい者支援課において、重度心身障害者医療費助成に当たり資格を喪失した受給資格要件を満たしていない者に対して、資格喪失後も医療費の助成が行われていた。さらには、当該事案覚知後において、返還請求に係る手続等、適切な処理が行われておらず、１年以上経過し、必要な対応が行われていた。現在は、事務処理に係るマニュアルを作成し、複数人で事務を確認する体制を構築され、再発防止に努められていることを確認した。

(3) 福祉こども部障がい者支援課において、超過交付となっていた障害者自立支援給付費国庫負担金及び同県費負担金の返還事務を怠り、返還遅延に対する延滞金を発生させたものである。さらには、担当者が遅延発覚を隠蔽するため、当時の上司及び佐賀県の担当者に対して、虚偽の報告を繰り返し行っていた。現在は、事務処理に係る年間スケジュールを作成するとともに、具体的なスケジュールについては課内で共有し、誰もが進捗を確認できるよう再発防止策を講じられていることを確認した。

(2)及び(3)の福祉こども部障がい者支援課の事案においては、組織内での情報共有ができておらず、尚且つ、管理職による監督機能、職員間での内部牽制が機能していなかったと言わざるを得ない。

また、このほか各課室等から報告された不備では、例月出納検査においてチェ

ックリストを作成しているにもかかわらず、担当者等によるチェックのみで、組織としてのチェックが機能しておらず、支払遅延を生じさせている事案が複数あり、定期監査においても同様の指摘が繰り返されている状況である。これらは、組織内での情報の共有、確認ができていないことが要因であると考えられる。

本市の内部統制制度は、１年の試行期間を経て、本格導入後５年目を迎えるが、運用上の不備の多くは、担当職員の法令等の認識不足や事務そのものの失念から生じており、該当課のみの問題として片付けられてしまわれがちだが、内部統制制度は、このような考えを改めるために取り入れられたものであり、組織全体の問題として制度を運用することが求められる。

そのためには、他課室等で起こった不備についても、全職員及び全部局が問題を共有し、組織として課題解決することが重要である。引き続き、内部統制制度の機能強化に取り組み、より実効性の高いものとなるよう、更なる組織力の向上に努められたい。